

居宅介護支援 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 CLS すがはらが開設する 居宅介護支援あすなろの郷（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援 あすなろの郷
- (2) 所在地 福岡県大牟田市小川町 30 番地 1
- (3) 電話番号 0944-55-1177

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 2名
介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設の情報提供、その他各種相談に対する助言等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時受付等が可能な状態とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 介護支援専門員は、定期又は随時、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等、その課題を分析し、支援を行うものとし、その主な内容等は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 : 第3条に規定する事業所内の相談室、利用者宅
- (2) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 : 月1回以上
- (3) サービス担当者会議の開催場所、頻度 : 事業所内の相談室や関係事業所の相談室など、個人情報の保護が図られる場所を活用し、サービス各内容の変更、要支援、要介護度の変更があった場合などは、随時開催。
- (4) 主な支援の内容 : 居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等
- (5) 居宅介護支援の提供にあたり、利用者等に対し前6ヵ月間の当該事業所において作成された居宅サービス計画書の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護が位置付けられた居宅サービス計画書が占める割合について説明を行い、同意を得る。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙のとおり介護報酬の告示上の額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- | | |
|--------------------------|--------|
| ① 実施地域以外から片道10km未満 | 無料 |
| ② 実施地域以外から片道10km以上20km未満 | |
| ③ 満 往復300円 | |
| ④ 実施地域以外から片道20km以上 | 往復500円 |

- 3 前項の交通費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、大牟田市、荒尾市の区域とする。

(研修の確保)

第9条 居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(個人情報の保護)

第10条 個人情報の保護については、次の通りとする。

- 1 利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次にあげる措置を行う。

- (1) 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所内において、介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的開催する。
 - (3) 虐待防止措置を適切に実施するため担当者を設置する。
- 2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等の高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第12条 事業所は事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための検討委員会を定期的開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(相談・苦情への対応)

第 13 条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置すると共に、必要な措置を講じ、相談・苦情等が発生した場合には管理者に報告する。

- 2、利用者又はその家族からの相談・苦情等を受けた場合には当該相談・苦情等の内容等を記録する。
- 3、事業所は、提供した事業所に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力する。
- 4、事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第 14 条 介護支援専門員等は、指定居宅介護支援の提供により利用者本人に事故が発生した場合には速やかに管理者、市町村、利用者の家族等及び利用者の介護サービス事業所に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

(非常災害対策) 新設

第 15 条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

- 2 防火訓練計画により年 2 回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする

(その他)

第 16 条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人 CLS すがはらと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

利用料金表

居宅介護支援費

区分	項 目	金 額
基 本	要介護 1 又は要介護 2	10,860 円／月
	要介護 3 から要介護 5	14,110 円／月
加 算	初回加算 新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合	3,000 円／月
	入院時情報連携加算Ⅰ 当該病院等へ訪問し、必要な情報を入院した日、入院日以前、 営業日、時間以外に入院した場合は翌日に提供した場合	2,500 円／月
	入院時情報連携加算Ⅱ 当該病院等へ訪問し、必要な情報を入院した翌日、翌々日、営 業時間後の入院の場合は入院から起算し 3 日目が営業日でな い場合は翌日を含む	2,000 円／月
	退院・退所加算 情報提供のみ又は、 退院や退所時にカンファレンスに参加した場合	情報提供のみ 4,500 円 1 回目 6,000 円 2 回目 7,500 円 3 回目 9,000 円 (入院、入所期間中 1 回)
	退院・退所加算 退院や退所時にカンファレンスに参加しなかった場合	1 回目 4,500 円 2 回目 6,000 円 (入院、入所期間中 1 回)
	通院時情報連携加算	500 円／月
	緊急時等居宅カンファレンス加算 病院等の求めにより医師又は看護師等と共に居宅を訪問し、カ ンファレンスを行った場合	2,000 円／回 (1 月に 2 回を限度)
	ターミナルケアマネジメント加算 末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者宅へ死亡日お よび死亡日前 14 日以内に 2 日以上訪問した場合(在宅訪問後、 24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)	4,000 円／月
	中山間区域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	10%

＊事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）はご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の延滞等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相応する給付を受領することが出来ない場合は、利用料金の全額を一旦お支払いいただくことになります。